

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	汚染土壌処理業の許可の取消し等の場合の措置義務に対する必要な措置を講ずべき旨の命令	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法	
根 拠 条 項	第27条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5213 )	
処 分 基 準	1 処分の要件 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された場合において、汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき。 2 処分の内容 当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	
	参 考 事 項	(罰則) 法第65条
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)